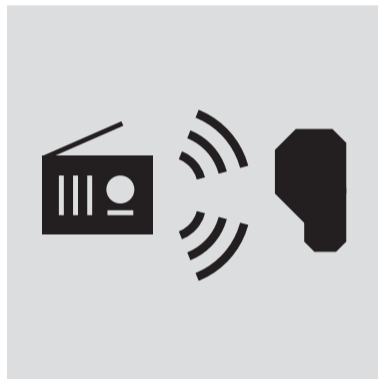




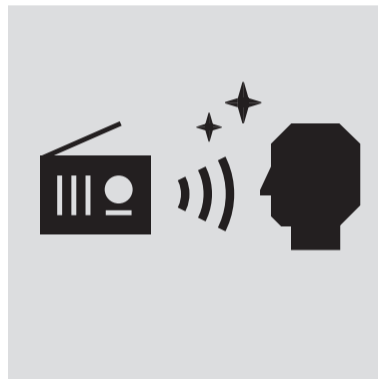
**ワイドFM?**

## それは、AMが良い音で聴けるFM放送。

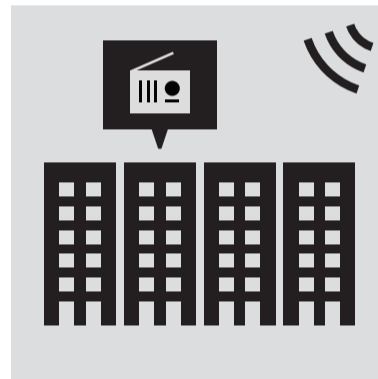
ラジオの音質は、どの電波で聴いても変わらないと思いませんか？じつは、FM電波の方がノイズが入りにくく、よりクリアな音でラジオを楽しむことができます。FM電波で、AM放送が聴ける。そんな魔法のようなラジオが、ワイドFM。ビルやマンション、山間部でも。ワイドFMなら、いままで聴こえづらかった場所まで、ラジオにとってベストな環境に変えてしまいます。ラジオ好きにうれしいこのニュース。あの人にも、どうぞ教えてあげてください。あの人に、もっといい音を。



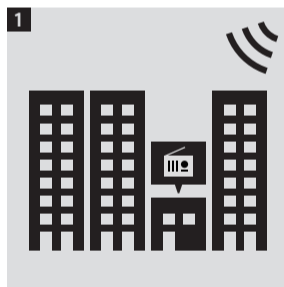
臨場感あふれるFMステレオ放送!



FMの電波だから、音がクリア!



高いビルやマンションでも聴ける!



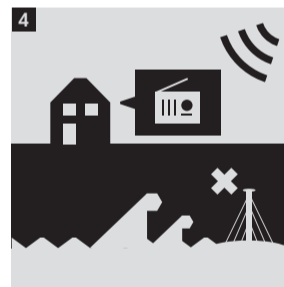
1 ビル等に囲まれた場所でも!  
建築物の影響で受信環境が悪くても大丈夫



2 海外電波からの混信回避も!  
海外電波と異なるFM電波で改善



3 放送局が遠い山間部でも!  
電波が届きにくい地域の受信環境を改善



4 海岸部の、災害時でも!  
アンテナが高い場所にあるから安心

ワイドFM (FM補完放送) とは、AM放送局の放送エリアにおいて、難聴対策や災害対策のために、新たにFM放送用として使用可能とした周波数 (90.0~94.9MHz) を加えたFM放送用の周波数 (76.1~94.9MHz) によりAM放送の番組を放送するものです。総務省では、平成26年4月1日に、上記 1~4 のようなAM放送の難聴 (都市型難聴、外国波混信、地理的・地形的難聴) 対策や災害対策を目的として、FM補完中継局 (AMラジオ放送を補完するFM中継局) の開設を可能とするための制度整備 (「基幹放送用周波数使用計画」の変更等) を実施しました。総務省では、FM補完中継局の整備等を推進するため、以下の支援策を実施しています。(1) 民放ラジオ難聴解消支援事業→上記 1 2 3 が対象 (2) 放送ネットワーク整備支援事業 (地上基幹放送ネットワーク整備事業)→上記 4 が対象 (3) 放送ネットワーク災害対策促進税制→上記 4 が対象 (災害対策のために取得した設備の固定資産税の課税標準を取得後3年間3/4とする特例措置) ※ワイドFMを聴取するには、ワイドFMの周波数 (90.0~94.9MHz) に対応したラジオが必要です。

ワイドFM? 総務省



ワイドFM対応端末普及を目指す連絡会